

県 民 ゴ ル フ 場
管 理 運 営 業 務 仕 様 書

令 和 7 年 8 月

山 形 県 企 業 局

I 基本的事項

1 基本コンセプト

(1) 設置目的

県民の余暇活動の支援と最上地域の振興のため設置された施設です。

(2) 管理運営方針

- ① パブリックゴルフ場である県民ゴルフ場の設置目的と特徴を理解し、効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- ② 施設の平等利用を図るとともに、利用者の満足度を高めるようサービスの向上に努め、利用促進を図ること。
- ③ 利用者の安全に配慮するとともに、事故防止に努めること。
- ④ コース、施設、機械設備、カート等を常に適正な状況に保つこと。
- ⑤ 全体的な利用者（特に若者や女性）の利用促進を図り、ゴルフ人口の底辺拡大に努めること。

(3) 施設概要等

- ① 所在地：最上郡舟形町長沢8067番地
- ② 敷地面積：88.34ha（舟形町から無償借地）
- ③ コース概要：18ホール（コース面積34.47ha）、全長 6,336ヤード
- ④ 附帯設備：クラブハウス 1 棟 1,949㎡（鉄骨造 2 階建、カート庫含む）
レストラン（クラブハウス 2 F） 272.15㎡、48席
駐車場 172台収容
管理事務所 1 棟（コース管理機械格納庫含む）
コース売店 2 棟（6 番ホール、15 番ホール）

2 施設の運営に関する基準

(1) 施設の利用時間等

県民ゴルフ場管理条例（平成10年 3 月県条例第35号。以下「管理条例」という。）第 7 条で定める範囲内において、あらかじめ県の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

(2) 利用料金

管理条例第 4 条の料金の額の範囲内において、あらかじめ県の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

なお、ゴルフ場利用税は指定管理者が徴収し、納税すること。

3 人員体制

管理運営業務を円滑に遂行するため次のとおり人員を配置し、研修を行うこと。

(1) 指定管理者が配置する職員

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった人員を適時適切に配置すること。

(2) 職員に対する研修の実施

従業員の資質の向上を図るため、計画的に研修を行い、県民ゴルフ場の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

4 危機管理対応

(1) 通報体制

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報するものとする。

(2) 予防対策

危機管理体制を構築し、対応マニュアルを作成して、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

また、消防署等からの指摘があった場合は、適切に改善措置を講ずること。

5 環境への配慮

指定管理者は、県が推進する「やまがたECOマネジメントシステム」に基づく取組みを参考に、自らが行う事業活動において省エネルギーや廃棄物の削減等に可能な限り取り組むとともに、規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し環境負荷の低減に努めるものとする。

なお、温室効果ガスの削減等、環境負荷の低減に向けた取組みに当たっては、県環境保全率先実行計画（第5期）の内容に留意すること。

6 関係法令の遵守

指定管理者は、以下の関係法令を遵守し、指定管理業務を適正に実施するとともに、労働者の雇用及び労働条件について配慮すること。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 山形県の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年県条例第11号）及び同条例施行規則（平成17年県規則第8号）
- ③ 県民ゴルフ場管理条例（平成10年県条例第35号）
- ④ 施設維持、設備保守点検に関する諸法令
- ⑤ 労働に関する諸法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等）
- ⑥ 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）
- ⑦ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑧ 山形県情報公開条例（平成9年県条例第58号）
- ⑨ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ⑩ 山形県受動喫煙防止条例（平成30年県条例第72号）

7 リスク負担等

(1) リスク負担

県と指定管理者の間におけるリスク負担は別表1のとおりとする。

(2) 保険への加入

指定管理業務に対する各種保険に加入するものとする。

指定管理者業務に対する賠償責任ゴルファー保険、施設賠償責任保険、保管物・宅配便賠償責任保険、自動車保険の保険契約を締結すること。

なお、火災保険は県が加入する。

8 施設等の使用

業務の実施にあたり、建物、水路、構築物、機械装置及び備品（以下「施設等」という。）を無償で使用するものとする。

指定管理者は、施設等を善良なる管理者の注意をもって管理し、常に良好な状態に維持すること。

施設等の滅失もしくはき損し、又は経年劣化により業務実施の用に供することができなくなったときは、速やかに報告すること。また、故意又は過失により施設等を滅失し、又はき損したときは、県の指示するところにより原状を回復し、又は損害を賠償すること。

9 物品等の帰属

備え付けの物品、県が購入の上貸与した物品については、県に帰属する。ただし、前記以外で、指定管理者が指定期間中に購入した物品については、指定管理者に帰属する。

物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこと。

指定管理者は、県に帰属する物品について処分を行おうとするときは、原則としてその都度県に報告し、その承認を得ること。

10 管理運営に要する経費

別表2「施設・設備の修繕等の実施区分」で定めるもの以外の管理運営に要する経費は、指定管理者が負担すること。

指定管理者は、年間を通じ必要な修繕の円滑かつ効率的な実施に努めること。

11 納付金

（１）納付金の支払い

指定管理者は、会計年度（４月１日から翌年３月31日まで）を基準として、県に分割して支払うものとする。

支払方法、時期については年度協定で定めるものとする。

（２）納付金の変更

原則として納付金の額は変更しない。ただし、県が特別の理由があると認めるときは、協議により変更するものとする。

12 業務の委託

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等個々具体的な業務を県と協議のうえ第三者に委託することができるものとする。ただし、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

13 関係帳簿等の整備

指定管理者として作成した帳簿書類等は、会計年度ごとに作成し、５年間保存すること。

14 原状回復義務

（１）指定管理者は施設等の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議することとする。

また、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、その管理を行わなくなった施設等を原状に復さなければならない。

（２）指定管理者は、施設等を汚損し、又は亡失した時は、県の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

15 指定管理者が行う情報公開

(1) 文書等公開の実施

指定管理者が行う県の公の施設の管理に関して作成し、又は取得した文書等について、文書等の公開に関する手続きを定めて、公開を実施すること（ただし、指定管理者が地方公共団体又は既に県の公文書開示制度と同様の内容の文書等の公開に関する制度を実施している団体等である場合を除く。）。

指定管理者の文書等の公開の実施に際しては、県の公文書開示制度において開示される情報と同程度の情報の公開が確保されるよう留意するとともに、文書等の公開に関する苦情処理について外部の有識者等の意見聴取又は県との協議を行うなど公正かつ適切に処理されるよう配慮すること。

なお、県は、文書等の公開の実施状況等について指定管理者に報告を求め、確認することができるものとする。

(2) 指定管理者が行う行政処分の審査基準及び標準処理期間の公表

指定管理者は、管理条例に基づく利用料金の免除等の行政処分を行うこととなるため、山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の規定に基づき当該処分に関する審査基準及び標準処理期間を公表すること。

公表は、指定管理者が管理を行う公の施設、指定管理者の事務所その他申請の提出先及び県の情報公開窓口（行政情報センター及び総合支庁窓口をいう。以下同じ。）における資料の閲覧並びにインターネット上や刊行物での公表その他適宜の方法により行うものとする。

(3) 公の施設の管理運営に関して提供又は公表が必要な情報の公開

当該公の施設の管理に関して指定管理者が行う各業務の責任者又は担当者の情報、当該公の施設の利用状況や企画事業等のお知らせ等の当該公の施設の管理運営上公開すべきと判断される情報については、必要に応じて、適宜の方法により、積極的に提供又は公表を行うものとする。

16 指定管理者に対する監督・監査

(1) 県は、指定管理者が管理する施設の適正な運営を期すため、指定管理者に対して、当該業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に検査し、又は必要な指示を行うことがある。

(2) 県は、指定管理者が県の指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど、施設の適正な管理に著しい支障が生じるおそれがある場合は、指定を取り消す場合がある。

(3) 県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査を行う場合がある。

17 その他

(1) 現指定管理者からの事業引継

ゴルフ場入場者の状況、実施の決定している事項、施設の維持管理等について、現在の指定管理者から円滑に引き継ぐこと。

(2) 事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、県に建物、付帯施設、什器、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、県及び新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行い、円滑に業務が引き継がれるよう協力すること。

(3) 引継に要する費用

業務引継ぎ及び管理運営の準備に要する費用については、指定管理者の負担とする。

Ⅱ 管理運営業務

山形県県民ゴルフ場の管理運営業務は、以下のとおりとする。

1 施設の運営に関する業務

(1) 利用料金の設定及び収受等に関する業務

- ① 利用料金の設定及び県民への周知
- ② 利用料金の徴収、免除等の決定

(2) 施設及び設備の利用の調整に関する業務

- ① 利用計画の管理、調整
- ② 利用の予約受付

(3) 利用促進等の営業全般に関する業務

- ① 県民の利用促進
- ② シニアやレディース、ジュニア等の利用促進
- ③ 料金の割引
- ④ 各種コンペや競技会等の開催

(4) 利用者サービス等に関する業務

- ① 窓口対応、館内案内（施設見学者の案内含む）
- ② 各種問い合わせに対する対応
- ③ 要望や苦情、トラブル等に対する対応
- ④ 施設利用者への対応（助言、指導、案内）、打合せ、支援
- ⑤ 利用者アンケートの実施による意見・提言の把握

(5) レストラン運営及び物品等販売に関する業務

- ① 魅力あるゴルフ場運営を図るために、クラブハウス内レストランについても一体的に運営を行うこと。
- ② 利用者の利便性の向上を図るため、クラブハウス売店、コース売店（2箇所）の運営を行うこと。
- ③ レストラン及び売店の料金は、周辺の類似施設に比べ、不当に高い料金にしないこと。

2 施設等の維持管理に関する業務

次の基準により、効果的・効率的な施設等の管理を実施すること。

また、施設管理の実施に当たり、防火管理者の選任及び必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとする。

また、業務委託による実施の場合は、必要な免許等を有している者に委託するものとする。

(1) クラブハウス及び管理棟の維持管理に関する業務

- ① クラブハウスの維持管理業務
クラブハウスを常に正常・安全・清潔に保つこと。
建物（クラブハウス、コース売店、管理事務所）内は禁煙にすること。

- ② 施設、機械設備等の維持管理業務
 - クラブハウス、管理棟等の施設、機械設備等を常に正常かつ安全な状態に保つこと。
 - ア 自家用電気工作物保安管理業務
 - a 電気主任技術者の選任
 - b 保安規程の届出
 - c みなし設置者としてその他必要な事項
 - イ 受水槽（貯水槽）の点検清掃（年1回）
 - ウ 清掃管理業務
 - a 清掃作業業務
 - b 一般廃棄物運搬処理業務
 - c 産業廃棄物運搬処理業務
 - d 環境整備業務
- ③ 消防用設備関連保守点検業務
- ④ クラブハウス自動ドア保守点検業務
- ⑤ 温水ヒーター保守点検業務
- ⑥ 地下タンク並びに地下埋設配管漏洩検査業務
- ⑦ 浄化槽保守点検及び清掃業務
- ⑧ ボイラーのばい煙測定

（２）コースの維持管理に関する業務

- ① コースはゴルフ場の生命線であり、お客さまの満足度を高めるため、いつもベストの状態でプレーできるよう計画的に適正な管理を行うこと。
- ② 農薬の使用にあたっては、地元の小国川漁業協同組合及び三光堰土地改良区との環境保全協定を遵守し、使用量の軽減に努めること。農薬取締法（昭和23年7月1日号外法律第82号）に基づき、農薬使用計画及び同使用報告を農林水産大臣あて提出すること。
- ③ 適正な芝の刈り込み、撒き水、樹木の剪定、施肥、目土及びコース清掃を行うこと。
標準の作業回数は次のとおりとし、詳細は事業計画書で定めるものとする。
 - ア グリーンの芝刈り 6月～9月は毎日、それ以外の期間は3～4回／週
 - イ ティーグラウンド、アプローチ、フェアウェイの芝刈り
6月～9月は1回／週、それ以外の期間は必要に応じて
 - ウ ラフの芝刈り 6月～9月は2回／月、それ以外の期間は必要に応じて
 - エ 撒き水 乾燥状態等により適宜実施
 - オ 施肥 グリーンは1～2回／月、芝生は2回／年
 - カ 目土散布 グリーンは3回／年、ティーは2回／年
アプローチ及びフェアウェイは1回／年、平均5mm程度の厚さ
 - キ バンカー均し 2～3回／週
 - ク グリーン、ティグラウンドの更新、コア抜き 2回／年
 - ケ 池の清掃 適宜実施

(3) その他施設の管理に必要な業務

- ① 施設、備品の保守・管理に関する業務
 - ア 日常的な点検及び修繕の実施
- ② 危機管理業務
 - ア 危機管理体制の構築
 - イ 災害発生時の職員初動マニュアルの作成
 - ウ 避難訓練及び職員研修の実施
- ③ その他施設管理に付随する業務

3 その他の業務

(1) 企画事業の実施

県が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業として、企画事業を提案、実施すること。なお、企画事業を実施するにあたっては、あらかじめ県の承認を得るものとする。企画事業として想定される事業は以下のとおり。

- ① 全体的な利用者（特に若者・女性）の増加に資する事業の提案
- ② 県民ゴルフ場が閉鎖される冬期間における施設等の活用事業の提案

(2) 事業計画書及び収支計画書の提出

指定管理者申請時に提出した事業計画書及び収支計画書の内容を踏まえて、毎年度、3月15日までに翌年度の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書を提出すること。事業計画書及び収支計画書に記載すべき事項は次のとおりとする。

ア 事業計画書記載事項

- ① 管理運営方針
- ② 開場期間及び開場時間
- ③ 利用料金
- ④ 利用者数の目標及び利用者増加のための取組内容
- ⑤ 施設維持管理計画（コース、クラブハウス、コース売店等）
- ⑥ 人員体制及び研修計画
- ⑦ 外部委託業務
- ⑧ 冬期管理計画
- ⑨ その他必要な事項

イ 収支計画書記載事項

- ① 収入（利用料金、レストラン収入、売店収入等）
- ② 支出（人件費、施設管理費、コース管理費等）
- ③ 収支差引

(3) 事業報告書の作成

毎年度事業終了後30日以内に、前年度分の事業報告書を作成し、提出するものとする。

また、指定法人等の決算が整い次第、指定法人等に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他財務の状況を明らかにすることができる書類を提出するものとする。

なお、事業報告書に記載する内容は次のとおりとする。

- ① 管理運営業務の実施状況及び県民ゴルフ場の利用状況
利用者数（地区、年齢、男女別利用状況及び会員数）
- ② 利用料金の収入実績（事業計画書との比較）
- ③ 管理運営業務に係る収支決算（事業計画書との比較、ゴルフ場利用税）
- ④ その他必要な事項

(4) 月例報告

業務の実施状況について、翌月の5日までに月例報告書を提出するものとする。

月例報告書に記載すべき事項は次のとおりとする。

- ① 県民ゴルフ場の利用状況（地区、年齢、男女別利用状況及び会員数）
- ② 利用料金収入の実績
- ③ 施設等の修繕実施状況（費用）
- ④ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギーの使用量
- ⑤ その他必要な事項

(5) サービスの向上に向けた自己検証の実施及び当該検証結果の県への報告

アンケート等の実施により、利用者の意見を踏まえて検証を行うものとする。

(6) 指定期間が満了したとき又は指定が取消されたときの引継業務

指定期間の満了日の翌日以降又は指定取消しの効力発生年月日以降で既に実施が決定している事項、その他施設の維持管理に関する留意事項等について、円滑な業務引継ぎを行うものとする。

(7) 意見交換等

サービスの向上や適切な管理運営を図るため、定期的に現場状況を踏まえながら意見交換を行うこととします。

また、運営に大きな影響を与えるような問題が生じた場合は、速やかに協議を行うこととします。

別表 1

県と指定管理者の間のリスク負担

段 階	リスクが生じる原因		リスク負担	
	種 類	内 容	県	指定管理者
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更等		○
	第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等		○
	物価変動(※)	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請段階	申請コスト	指定管理者の指定申請時における費用負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入源		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷		○
		上記以外による施設・設備の損傷	協議事項	
	債務不履行	施設設置者(県)の協定内容の不履行	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による業務及び協定内容の不履行		○
	賠償責任	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う損害		○
		上記以外による事故及びこれに伴う損害	協議事項	
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時クローズ等に伴う運営リスク		○
		施設、設備等の不備や火災等の事故による臨時クローズ等に伴う運営リスク	協議事項	
		天候不順によるクローズ等増加に伴う運営リスク	協議事項	

※施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合は、別途協議する。

施設・設備の修繕等の実施区分

基本的な考え方

- 1 原則として、施設を運営するために必要な維持修繕は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施する。
- 2 指定管理者は、建物・構築物・機械装置の修繕及び備品の購入又は修繕にあたっては、あらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。
- 3 天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、協議する。

区分	項目	内 容	実施区分		実施区分の考え方
			指定管理者	県	
建物 構築物 機 械 装 置	新設等			○	基本的に新設等は考えていない。
	修繕	小規模 (50万円以下)	○		
		大規模		○	所有者である県が必要に応じて実施する。
備 品	購入			○	所有者である県が必要に応じて実施する。
	修繕	小規模 (50万円以下)	○		
		大規模		○	所有者である県が必要に応じて実施する。
・自動車、乗用カート、コース管理機械のタイヤ、芝刈り機等のリール刃の交換等消耗品の交換は、指定管理者の負担で実施する。 ・コースの目土、施肥、農薬散布等は、指定管理者の負担で実施する。					

県民ゴルフ場 資産一覧表

資産単位物品名称		数量	構 造 等
大 区 分	小 区 分		
1 建物			
クラブハウス建物	建物	1棟	鉄骨造二階建 1372.92㎡（電気、機械 附帯設備一式）
クラブハウス建物	屋外給水設備	1式	受水槽FRP製 20m3
クラブハウス建物	給油設備	1式	地下タンク A重油 1900m3
クラブハウス建物	空調設備（空調機設備）	1式	空調機 16台
クラブハウス建物	火災警報設備	1式	火報盤1面、感知器118個
クラブハウス建物	給湯設備	1式	BHW給湯発生器 総出力630000kcal/h 1基
クラブハウス建物	浴槽循環設備	1式	男女各1、浴室濾過器 1基
クラブハウス建物	厨房設備	1式	ソルトテーブル、ゆで麺機、スプレージ、各種シンク等
管理用建物	管理棟	1棟	鉄骨造平屋建 140.5㎡
管理用建物	空調設備	1式	石油ファンヒーター1台
管理用建物	火災警報設備	1式	火報盤1面、感知器33個
車両格納庫	機械庫	1棟	鉄骨造平屋建 264.5㎡
車両格納庫	カート庫	1棟	鉄骨造平屋建 576.1㎡
その他建物	肥料庫	1棟	鉄骨造平屋建 50㎡
その他建物	目土庫	1棟	鉄筋コンクリート造平屋建 100㎡
茶屋建物	6番ホール売店	1棟	木造平屋建 19.87㎡
茶屋建物	15番ホール売店	1式	木造平屋建 19.87㎡
2 構築物			
コース	コース	1式	18ホール
来客駐車場	駐車場	1式	172台収容
その他構築物	ガソリンスタンド	1式	計量器2基
その他構築物	防球ネット	1式	18H、H=10m、L=25m
その他構築物	防球ネット	1式	13H、H=10m、L=10m
3 機械装置			
変圧器		5台	
配電盤	高圧受配電設備	1式	
その他機械設備	調整池浄化装置	4基	

資産単位物品名称		数量	構 造 等
大 区 分	小 区 分		
4 備品			
木製じゅう器類	藤マット	1枚	脱衣室用
木製じゅう器類	脱衣棚	6個	木製
木製じゅう器類	タオル棚	2台	木製
事務用器具	金庫	1台	プラス(株)製 MS-30e
コース管理用機械	フェアウェイ用刈込機械	1台	(株)共栄社 LM2700 乗用5連リール
コース管理用機械	目土散布機	1台	初田工業(株) GSV-A400 乗用式
コース管理用機械	目土散布機	1台	(株)共栄社 MS400A 乗用式
コース管理用機械	ギャングモア	1台	(株)共栄社 LM30RB+LM33MR
コース管理用機械	タンク車	1台	(株)マルナカ GF1015WIS 乗用式 タンク容量1000リットル
コース管理用機械	グリーンモア	4台	(株)共栄社 LM66GBF 自走手押しリール
コース管理用機械	アプローチティ刈込機械	2台	土屋工業(株) A30-501 自走手押し
コース管理用機械	アプローチティ刈込機械	1台	(株)共栄社 LM185BW 乗用3連リール
コース管理用機械	ラフ法面刈込機械	1台	(株)共栄社 GM1700STD 乗用式3連ロータリー
コース管理用機械	ラフ刈用乗用芝刈機	1台	(株)共栄社 GM1700 乗用式3連ロータリー
コース管理用機械	肥料散布機	1台	(株)マルナカ GF500SE 3輪駆動
コース管理用機械	グリーンモア	1台	(株)共栄社 LM315GCWF 乗用式
コース管理用機械	トラクター	1台	井関農機(株) NT543FFSUG15
コース管理用機械	フェアウェイ用転圧用ローラー	1台	土屋工業(株) ER1-A 自走手押し
コース管理用機械	ホイールローダー	1台	キャタラー・ジャパン合同会社 901C2-MC-CAB バケット容量0.4m ³
コース管理用機械	乗用グリーン用エアレーション	1台	(株)共栄社 GA1100A 乗用式
コース管理用機械	グリーン用スーパー	1台	ハツタ HS-803 乗用式
コース管理用機械	乗用3連リールモア	1台	トロ RM3100D-S-27-5B 乗用式3連
コース管理用機械	ターフコンディショナー	1台	ワイエムゴルフ YM-F-160 牽引式
コース管理用機械	ブロワー	1台	テブリス DB2613 牽引式
厨房器具	業務用冷蔵庫	1台	ホシザキ HF-150A3 W1500*D800*H1910
厨房器具	業務用冷蔵庫	1台	ホシザキ HR-180A3 W1800*D800*H1910
厨房器具	製氷機	1台	福島工業(株) FIC-A75KV
厨房器具	食器洗浄器	1台	日本洗浄器(株) SD113GSAH
厨房器具	ガスレンジ	1台	タニコー(株) TSGC-1532A W1500*D750*H800
厨房器具	食器戸棚	1台	W1800*D600*H1800
厨房器具	フライヤー	1台	(株)マルゼン MGF-C18WK 18リットル 2槽式 W830*D610*H800
電気機器	空調機(管理棟事務室)	1台	三菱 PCH-J63GAH8G8
電気機器	空調機(管理棟休憩室)	1台	三菱 PLZ-ZRMP40GA5
電気機器	ワイドテレビ(クラブハウス)	1台	SONY KV-36SF7 BS内蔵36型
その他器具及び備品	衣類乾燥機	1台	(株)ワコーシステムコントロール WS-2000 W2700*D850*H1800
自動車	軽トラック	1台	スズキキャリア 4WD
自動車	2tダンプ	1台	ISUZU 4WD
乗用カート	乗用カート	35台	ヤマハ ターフジョイ G31AP ガソリン式、5人乗り
乗用カート	乗用カート	10台	ヤマハモーター・パワープロダクツ(株) G31APs 4人乗り
乗用カート	乗用カート	5台	ヤマハモーター・パワープロダクツ(株) G31APs 4人乗り
乗用カート	乗用カート	4台	ヤマハモーター・パワープロダクツ(株) G31APs 4人乗り

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。指定期間が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 指定管理者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承認があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 指定管理者は、県の承認があるときを除き、業務を行うために県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 指定管理者は、業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(委託の禁止)

第8 指定管理者は、県の承認があるときを除き、個人情報を取扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 指定管理者は、業務を行うために、県から提供を受け、又は指定管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間の終了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 県は、指定管理者が業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 指定管理者は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 県は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。